

令和7年第4回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和7年9月10日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和7年9月12日（金）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (12名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	12番 坪井 信義	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	総務防災課長 内山 治久	まちづくり推進課長 中川 泰成
保健福祉課長 見並 智俊	税務住民課長 梅前 宏文	建設課長 平生 公一
産業振興課長 里中 和樹	教育事務局長 山下 健一	上下水道課長 上村 和弘
生活環境室長 松田 臣二	病院老健事務局長 竹郷 哲也	地域共生室長 山口 成人
監査委員 大西 栄		
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 西岡 厚 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第48号～議案第57号 通告なしのため省略
 - 第 3 議案第58号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(質疑)
 - 第 4 議案第59号 通告なしのため省略
 - 第 5 議案第60号 町税条例の一部改正について (質疑)
 - 第 6 議案第61号～議案第63号 通告なしのため省略
 - 第 7 議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号） (質疑)
 - 第 8 議案第65号～議案第68号 通告なしのため省略
 - 第 9 請願第 3号～請願第 5号 通告なしのため省略
 - 第10 請願第 6号 防災対策の充実を求める請願 (質疑)

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第4回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。

提出議案に対する質疑は、通告制としていますので、通告がない議案については省略とします。

質疑者、執行部ともに簡潔な質疑・答弁に心がけていただき、時間短縮にご協力願います。

それでは、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

2番 南 雅彦 議員 3番 山口 欣也 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 議案第48号から議案第57号

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第57号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、質疑の通告がありませんでしたので、省略します。

◎日程第3 議案第58号

○議長（小林 豊） 次に、日程第3 議案第58号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑の通告がありましたので、議題にします。

1番、坂本稔記議員の質問を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 議長の許可をいただきましたので、議案第58号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

まず1つ目です。

意向確認の具体的な方法について伺います。

本条例改正では、記載された条件に該当する職員に対し、必要に応じて意向確認を行うことが規定されております。これについて、職員の意向をどのような方法で把握をするのか、その具体的な現場レベルでの確認方法について、教えてください。

次に、取得しやすい環境の整備について。

職員からの意向をしっかりと確認するためには、取得しやすい環境、すなわち職員が気兼ねなく意向を表明できる環境を整えることが不可欠と考えています。こうした環境

づくりをどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

そして、制度利用による人員不足への対応、意向確認を行うと同時に残された職員が人員不足や業務負担の増加を不安に感じないような処置、これを同時並行的に講じることが必要と考えます。その際、必要に応じた人員の確保も含めてどのように取り組まれるのか、お聞かせください。

○議長（小林 豊） 坂本議員の質疑について、答弁を許します。

総務防災課、内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 坂本議員の質問にお答えいたします。

今回の条例改正により、職員が本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た場合と、子が3歳に達する前の2回、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、意向確認、配慮を行うようになります。

まず1点目のご質問の意向確認の具体的な方法ですが、役場内で活用していますグループウェアに仕事、育児の両立支援制度に関する情報、関係書類を掲載し、職員への情報提供、周知を図りたいと思っております。

出産後は、規則の定めによりまして、子が3歳の誕生日を迎える1か月前までの1年間、具体的には1歳11か月に達する日の翌日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に意向確認を聞き取る機会を設け、対応するように考えております。

聞き取りの方法につきましては、面談、書面、電子メールで行うことを予定しています。

2点目の取得しやすい環境の整備につきましてですが、職員が安心して出産、育児ができる環境を構築、風土づくりが大切であると考えております。それにはまず、上司から定期的な声かけのほか、周りの職員の協力、理解も不可欠であると思いますので、職員への啓発も行いながら育児休業を取得しやすい職場づくりに努めていきたいと考えております。

3点目の制度利用による職員の人員不足への対応ですが、育児休業の取得につきましては年度途中になることが多く、正規職員への補充は難しいため、会計年度任用職員を採用し、対応していく予定で考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） ただいまの答弁を受けて、しっかりと対策が練られているというところで承知をいたしました。

これで私の議案第58号についての質疑を終わります。

○議長（小林 豊） これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第59号

○議長（小林 豊） 次に、日程第4 議案第59号 玉城町職員の育児休業等に関する

条例の一部改正について、質疑の通告がありませんでしたので、省略します。

◎日程第5 議案第60号

○議長（小林 豊） 次に、日程第5 議案第60号 町税条例の一部改正について、質疑の通告がありましたので、議題にします。

1番、坂本稔記議員の発言を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 議長の許可をいただきましたので、議案第60号 町税条例の一部改正について、質疑をさせていただきます。

質疑については2つです。

1つ目、改正前に比べてより閲覧が容易になるが、容易になることによって予想されるトラブルについてです。

第18条の改正により、町税に関する公示事項を電子掲示板などで住民がより容易に閲覧できるようになることが予想されます。しかしながら、閲覧性が高まることで、個人情報や課税内容に関する不要な閲覧や誤解、第三者による悪用などのトラブルが発生するおそれはないかと懸念しております。町としては情報保護や閲覧制限の方法、利用者への注意喚起などプライバシー保護の観点からどのような対策を講じられるのかをお聞かせください。

次に、公示送達の対象者への周知方法です。

公示送達は、様々な事情で連絡が取れない方が対象となります。そのため、今回の第18条改正によって公示送達の方法が変更されたとしても、対象者本人がその改正内容や手続の変更を知ることが難しい状況が想定されます。公示送達に関する条例改正が行われたことをその対象者にどのように周知するのか、町として具体的にどのような対応を考えていらっしゃるのかをお答えください。

○議長（小林 豊） 坂本議員の質疑に対して答弁を許します。

税務住民課、梅前課長。

○税務住民課長（梅前 宏文） それでは、坂本議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、現状の公示送達に至るまでの流れを説明させていただきたいと思います。

まず、送付した納税通知書などを送付させていただいて宛てどころがない場合は、郵便局のほうからこちらのほうに返送されてまいります。そういう人たちの戸籍を調べさせていただいて、そちらの本籍地のほうにまたこちらのほうで照会をかけさせていただきます。照会をかけさせていただいて附票を取らせていただきます。最初に、附票によって、今、この宛てどころがない方の住所登録地が分かってまいりますので、その住所登録地にまた再度、こちらから同じ内容の郵便物を送付させていただきます。そして、またさらに宛てどころなしでこちらに返ってきた場合は、その戸籍から例えば親であるとか、あと子供、そういう方々に連絡をさせていただいて、この方と税の相談がある

んで連絡が取りたいんだけれども、分かりませんかねというような問い合わせさせていただきます。そこで分からぬ場合の方について公示送達をさせていただくというのが一連の流れになってまいります。

本当に公示送達というのは、国ほうの民事訴訟の関係でも当然使われておるわけなんですけれども、そちらのほうに国ほうも今回改正のほうが予定されておりますので、当然そういったことも含めていろいろな問題が、先ほど坂本議員が言われた個人情報を広く公開するものですから、そういうことがいろいろ取り上げられてくると思います。そういうことを町ほうもいろいろ情報をキャッチさせていただいて、この新しい方法をどのように最後はうまく運用できるのかというようなことを考えていきたいなというふうに思っております。

あと、基本的に滞納がある方にしかこういった調査はしないことから、これまでいろんな処分をしてきておるんですけども、基本的にはされる方も滞納があるという大前提がある分、トラブルにはなりにくいというのが現状にはなっています。

いずれにしても、個人情報を広く公開することになりますんで、町としても慎重に対応していきたいというふうに考えております。

続いて、2つ目の公示送達の対象者への周知方法になるんですけども、今回の改正の公示送達のみを周知するというのは難しいのかなというふうに考えております。ただ、来月号の広報になるんですけども、国民健康保険のほうは様々な納付のことの掲載の記事があるんですね。例えば、納付をしないとこんな滞納処分をされますよみたいなことが書かれておりますんで、税のほうもそういった内容の記事を載せる中に、こういった今回の改正の内容を入れることは可能なのかなというふうに考えております。

あと、先ほど申しましたけれども、全国的なことになりますんで、そういういろいろな全国の事案をいろいろ情報収集させてもらいながら、こういった広報にもつなげていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 大変参考になりました。

ただいまをもちまして、私の質疑は終わらせていただきます。

○議長（小林 豊） これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第61号から議案第63号

○議長（小林 豊） 次に、日程第6 議案第61号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてないし議案第63号 玉城町水道法施行条例の一部改正について、質疑の通告がありませんでしたので、省略します。

◎日程第7 議案第64号

○議長（小林 豊） 次に、日程第7 議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、質疑の通告がありましたので、議題にします。

これから質疑を行いますが、後日、予算決算常任委員会において詳細な審査をいただくこととしておりますので、ここでの質疑は、町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は議案第64号についての町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

2番、南雅彦議員の発言を許します。

2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 議長の許可をいただきましたので、議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、通告に従い、質疑いたします。

議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）、10款教育費、5項保健体育費、2目保健体育設置費、12節屋内体育館改修基本設計等業務委託料550万円について伺います。

町長の提案説明において、屋内体育館改修基本設計に係る業務委託料との説明がありましたが、言葉尻を取るようで申し訳ございませんが、なぜ「基本設計等」という語句を引用したのでしょうか。副町長の補足説明も勘案すると、「調査費等」とすべきではないかと思いますが、この点について、まずはお伺いしたいと思います。決して屋内体育館改修を否定するわけではありませんが、改修ありきのように思えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、改修するとなった場合、現時点での構想等、建設予定である新体育館との兼ね合いについてお伺いいたします。

以上、2点について、ご答弁のほうをお願いいたします。

○議長（小林 豊） 南議員の質疑に対して答弁を許します。

教育委員会事務局、山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 南議員の質疑に対しましてお答えをします。

今回の基本設計に関しましては、副町長の補足説明でも申し上げましたが、屋内体育館の改修の方向性を検討するための基本設計でございます。

現在、県指定史跡に指定されておりまして、一度取り壊せば再建が不可能であり、中学校の部活動、各種団体の利用または地域防災計画や受援計画における物資拠点などを考慮しながら方向性を検討する必要があることから計上に至ったものであります。

進め方といたしましては、屋内体育館の現状確認をまず行います。屋根、屋上、外壁、内部仕上げ等々などの調査を行います。次に、施設利用状況の確認でございます。こち

らにつきましては、施設での使われ方です。競技別にどのような利用頻度があるのか把握をしていきたいと思います。そして、周辺地域における類似施設の施設状況の確認でございます。施設の利用において同種競技等が可能な施設はどうかということを確認をいたします。そして、関係法令の整理及び関係機関との協議があります。それから、概算工事費ですね。改修する、それから解体する、それから大規模改修、そのあたりの概算工事費の算定を行います。そして、最後には事業スケジュールの検討を行います。

そのほか、必要に応じて検討をしていきたいと考えておりますし、また新体育館との関連でございますが、現在新体育館につきましては、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に依頼をいたしまして、調査と測量業務を行っておりますので、同時並行で行うものと考えております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 調査として判断材料として予算を組んでいるということは理解いたしました。

最終手段として撤去となると新たに建設できないことは、私も十分承知しております。また、お城広場の利用頻度も鑑みると、何かしら構築物が必要だと思います。体育館機能を兼ね備えない倉庫的な役割での維持改修とするなら賛同いたしますが、それ以上となりますと、一考させていただくこととなりますので、ご承知おきください。

以上、議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）に関する私の質疑を終わります。

○議長（小林 豊） これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第65号から議案第68号

○議長（小林 豊） 次に、日程第8 議案第65号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ないし議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑の通告がありませんでしたので、省略します。

◎日程第9 請願第3号から請願第5号

○議長（小林 豊） 次に、日程第9 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願ないし請願第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願について、質疑の通告がありませんでしたので、省略します。

◎日程第10 請願第6号

○議長（小林 豊） 次に、日程第10 請願第6号 防災対策の充実を求める請願について、質疑の通告がありましたので、議題にします。

1番、坂本稔記議員の発言を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 議長の許可をいただきましたので、請願第6号 防災対策の充実を求める請願について、質疑をさせていただきます。

質疑事項については3点です。

1点目、請願趣旨の再確認について。

請願書では、子供たちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を求める趣旨が明記されております。しかし、請願理由の中には、避難所での高齢者や障害者、外国人などへの配慮も幅広く盛り込まれており、請願の主眼がどこにあるのか、子供の安全確保が中心なのか、それとも地域全体の防災対策強化なのか、改めて確認をさせていただきたい。

次に、津波防災推進計画の策定の促進について。

この請願には、津波防災推進計画が全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しいと記されています。裏を返せば、計画の策定を行えば支援制度の活用ができるとも受け取れます。

そこで伺いますが、具体的にはどのような自治体で計画策定が遅れているのか、お聞かせください。

あわせて、計画策定の遅れている自治体に対して、策定を促すような働きかけを行っているかについても伺います。

次に、他の補助メニューの活用について。

請願は、主に津波防災推進計画を通じた補助活用を訴えておりますが、避難所整備や備蓄品確保、学校防災機能強化などは、津波計画の有無にかかわらず、国や県のほかの補助メニューで支援を受けられる事業も多数存在します。津波防災計画の策定が進んでいない自治体では、これらの事業の活用が行われているのか、これについて伺います。

○議長（小林 豊） 坂本議員の質疑に対して、答弁を許します。

3番 山口欣也議員。

○3番（山口 欣也） 坂本議員のほうから3点の質疑がございましたが、一括という形になるかと思いますが、お答えをさせていただきたいと思います。

確かに坂本議員のおっしゃることも理解できるとともに、なるほどと考えさせられることも多々ございます。しかしながら、三重県は海岸部に接している自治体が多くあります。請願内容のような危険な小中学校があるのは事実でもございます。その点をご理解いただくとともに、最優先に未来を担う子供たちのことを考えていただき、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 坂本議員。

○1番（坂本 稔記） 以上で私の質疑を終わります。

○議長（小林 豊） これで質疑を終わります。

これで本日予定した日程は全て終了しました。

暫時休憩します。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時30分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第57号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてないし議案第63号 玉城町水道法施行条例の一部改正についての各議案を総務産業常任委員会へ、議案第48号 令和6年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第56号 令和6年度玉城町下水道事業会計決算の認定について及び議案第64号 令和7年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし議案第68号 令和7年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の各議案を予算決算常任委員会へ議案付託表のとおり付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、議案付託表のとおり付託することに決定しました。

お詫びします。

議案精査のため、明日9月13日から9月21日まで休会といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、明日9月13日から9月21日まで休会することに決定しました。

来る9月22日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午前9時33分 散会)